



同じ。)によるものとする。この場合において、降雨、降雪、猛暑等の自然的な事象により計画外の現場閉所とするとときであって、現場閉所とする日の前日までに監督員に報告したときは、現場閉所の日数に含めることができるものとする。

(1) 完全週休2日 対象期間において、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を現場閉所日とすること。

(2) 月単位週休2日 対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。

(3) 通期の週休2日 対象期間内に現場閉所率が28.5パーセント以上となる日数を現場閉所日とすること。

(4) 現場閉所4週7休以上 対象期間内に現場閉所率が25.0パーセント以上28.5パーセント未満となる日数を現場閉所日とすること。

(5) 現場閉所4週6休以上 対象期間内に現場閉所率が21.4パーセント以上25.0パーセント未満となる日数を現場閉所日とすること。

2 現場閉所率の算出に用いる1月当たりの基準日数は、工事着手日から起算して28日とし、1月当たりの基準日数が28日に満たないときは、当該月の日曜日及び土曜日の日数以上に現場閉所を行っている場合に、現場閉所率28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。

(対象工事)

第4条 週休2日制工事の対象とする工事は、現場閉所が可能

的な事象により計画外の現場閉所等とするとときであって、現場閉所等とする日の前日までに監督員に報告したときは、現場閉所等の日数に含めることができるものとする。

(1) 現場閉所等率4週8休以上 対象期間内の現場閉所等の日数の割合が、28.5パーセント以上の場合

(新設)

(新設)

(2) 現場閉所等率4週7休以上 対象期間内の現場閉所等の日数の割合が、25.0パーセント以上28.5パーセント未満の場合

(3) 現場閉所等率4週6休以上 対象期間内の現場閉所等の日数の割合が、21.4パーセント以上25.0パーセント未満の場合

(新設)

(対象工事)

第4条 週休2日制工事の対象とする工事は、現場閉所等が可

な全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難であると市長が認める工事  
(発注方式)

第5条 発注方式は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。この場合において、建築工事等1つの工事現場で複数の工事が分離発注されるときは、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

(1)・(2) (略)

(事前協議等)

第6条 受注者希望型工事の受注者は \_\_\_\_\_、工事着手日又は工事着手期限日までに週休2日制工事の実施に係る協議書(様式第1号)により \_\_\_\_\_ 協議するものとする。

2 (略)

3 発注者が承諾した計画する現場閉所の状態及び現場閉所率は、受注者の責めによらない場合を除き、変更は認めないものとする。

(週休2日制工事の実施)

第7条 週休2日制工事を実施するに当たり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書(栃木県が提示する参考様式であって、現場閉所の計画及び履行実績並びに現場閉所率の実績記載があるもの。以下同じ。)等を添付し、現場閉所の計画を監督員に報告

能な全ての工事とする。ただし、次に掲げる工事を除く。

(1)~(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、現場条件の制約等により現場閉所等を行うことが困難であると市長が認める工事  
(発注方式)

第5条 発注方式は、次の各号のいずれかの方式によるものとする。この場合において、営繕工事等の1つの工事現場で複数の工事が分離発注されるときは、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

(1)・(2) (略)

(受注者希望型の協議)

第6条 受注者は、週休2日制工事を希望するときは、工事着手日又は工事着手期限日までに週休2日制工事の実施に係る協議書(様式第1号)により、計画する現場閉所等率を示した上で、発注者に協議するものとする。

2 (略)

3 発注者が承諾した計画する現場閉所等率は、受注者の責めによらない場合を除き、変更は認めないものとする。

(週休2日制工事の実施)

第7条 週休2日制工事を実施するに当たり、受注者は、現場着手日までに提出する施工計画書において、休日取得計画書及び実施書(栃木県が提示する参考様式であって、現場閉所等の計画及び履行実績並びに現場閉所等率の実績記載があるもの。以下同じ。)等を添付し、現場閉所等の計画を監督員

するものとする。

2 前項の定めにより報告した現場閉所の計画を変更する場合は、変更する現場閉所とする日の前日までに監督員に報告するものとする。

3 (略)  
(削る)

(履行実績の確認)

第8条 受注者は、大田原市建設工事請負契約書及び栃木県土木工事共通仕様書に定める工事履行報告書に休日取得計画書及び実施書等を添付し、現場閉所の状況を監督員に報告するとともに、対象期間の履行実績を記載した休日取得計画書及び実施書等を工事完了日までに発注者に提出するものとする。

(工事成績評定)

第10条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所の履行実績に応じ、次の表に掲げる加点\_\_\_\_\_を行う。

現場閉所の履行実績	発注者指定型	受注者希望型
完全週休2日 月単位 週休2日 通期の週休 2日	3点	3点
現場閉所4週7休以上	2点	2点

に報告するものとする。

2 前項の定めにより報告した現場閉所等の計画を変更する場合は、変更する現場閉所等とする日の前日までに監督員に報告するものとする。

3 (略)

4 受注者は、週休2日制の効果及び課題を整理するとともに、工事完了後、発注者が実施するアンケート調査等に協力するものとする。

(履行実績の確認)

第8条 受注者は、大田原市建設工事請負契約書及び栃木県土木工事共通仕様書に定める工事履行報告書に休日取得計画書及び実施書等を添付し、現場閉所等の状況を監督員に報告するとともに、対象期間の履行実績を記載した休日取得計画書及び実施書等を工事完了日までに発注者に提出するものとする。

(工事成績評定)

第10条 発注者は、受注者の週休2日制工事の取組に対し、発注方式ごとに、現場閉所等の履行実績に応じ、次の表に掲げる加点又は減点を行う。

現場閉所等の履行実績	発注者指定型	受注者希望型
28.5%以上(4週 8休以上)	3点	3点
25.0%以上28.	減点なし	2点

現場閉所4週6休以上	1点	1点
(削る)		

備考

1 (略)

2 受注者希望型の場合の加点は、第6条第1項の規定による週休2日制工事の実施に係る協議書で示した計画する現場閉所の状態及び現場閉所率以上を達成した場合のみ、計画する現場閉所の状態及び現場閉所率に応じた加点を行う。

(経費の補正)

第11条 経費の補正は、次の各号に掲げる工事の種別ごとに現場閉所の履行実績に応じ、それぞれ当該各号に定める補正係数を乗じて行うものとする。

(1) 道路工事及び公園工事に係る土木一式工事、舗装工事（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）及び電気工事

5%未満（4週7休以上4週8休未満）		
21.4%以上25.0%未満（4週6休以上4週7休未満）		1点
21.4%未満（4週6休未満）	マイナス1点（受注者の責めに帰する場合）	減点なし

備考

1 (略)

2 受注者希望型の場合の加点は、第6条第1項の規定による週休2日制工事の実施に係る協議書で示した、計画する現場閉所等率以上を達成した場合のみ、計画する現場閉所等率に応じた加点を行う。

(経費の補正)

第11条 土木工事における労務費及び経費の補正は、発注方式ごとに、現場閉所等の履行実績に応じ、別表第1の補正係数を乗じて行うものとし、市場単価方式における経費の補正は、現場閉所等の履行実績に応じ、栃木県県土整備部週休2日制工事試行要領（平成30年10月10日施行）別表1及び別表2に掲げる補正係数を乗じて行うものとする。

(新設)

栃木県県土整備部週休2日制工事実施要領（平成30年10月10日施行）第12条第1項の表及び同条第2項の別表の規定を準用する。

(2) 建築工事に係る建築一式工事、管工事（機械設備に限る。）及び電気工事 栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事実施要領（令和2年4月1日施行）第10条第1項の表及び同条第2項の規定を準用する。

(3) 林道工事に係る土木一式工事及び舗装工事 栃木県環境森林部週休2日制工事実施要領（令和元年10月10日施行）第10条第1項の表及び同条第2項の別表の規定を準用する。

(4) 農業関連施設工事に係る土木一式工事及び舗装工事 栃木県農政部週休2日制工事実施要領（令和元年10月10日施行）第10条第1項の表及び同条第2項の別表の規定を準用する。

(削る)

2 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

(新設)

2 営繕工事における労務費の補正は、発注方式ごとに現場閉所等の履行実績に応じ、別表第2の補正係数を乗じて行うものとし、複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費の補正は、栃木県県土整備部営繕工事における週休2日制工事の実施に係る積算方法等の運用に定める補正係数を乗じて行うものとする。

3 (略)

別表第1（第11条関係）

土木工事の補正係数

### 1 発注者指定型

現場閉所等の履行実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
28.5%以上(4週8休以上)	1.0 5	1.0 4	1.0 4	1.0 6
28.5%未満(4週8休未満)	補正なし			

備考 発注者指定型の経費の補正は、当初設計で計上し、現場閉所等の実績が4週8休に満たない場合は、補正分を減額して変更契約する。

### 2 受注者希望型

現場閉所等の履行実績	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費
28.5%以上(4週8休以上)	1.0 5	1.0 4	1.0 4	1.0 6
25.0%以上28.5%未満(4週7休以上4週8休未満)	1.0 3	1.0 3	1.0 3	1.0 4
21.4%以上25.0%未満(4週6休以上4週7休未満)	1.0 1	1.0 1	1.0 2	1.0 3

(削る)

2				
21. 4%未満(4週6休未満)	補正なし			

備考

- 1 受注者希望型の労務費及び経費の補正は、週休2日制工事の実施に係る協議書で選択した目標とする現場閉所等率によらず、現場閉所等の実績により補正する。
- 2 4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む。)については、補正の対象としない。
- 3 受注者希望型の労務費及び経費の補正の積算は、当初設計では計上せず、工事完了日までに補正して変更契約する。

別表第2(第11条関係)

営繕工事の補正係数

1 発注者指定型

現場閉所等の履行実績	労務費
28. 5%以上(4週8休以上)	1.05
28. 5%未満(4週8休未満)	補正なし

備考 発注者指定型の積算は、4週8休以上を前提として労務費を補正し、当初設計で計上する。現場閉所等の実績が4週8休に満たない場合は、補正分を減額して変更契約する。

## 2 受注者希望型

現場閉所等の履行実績	労務費
28.5%以上(4週8休以上)	1.05
25.0%以上28.5%未満 (4週7休以上4週8休未満)	1.03
21.4%以上25.0%未満 (4週6休以上4週7休未満)	1.01
21.4%未満(4週6休未満)	補正なし

### 備考

- 1 受注者希望型の労務費の補正は、週休2日制工事の実施に係る協議書で選択した目標とする現場閉所等率によらず、現場閉所等の実績により補正する。
- 2 4週6休に満たない場合及び工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合(受注者が週休2日の取組を希望しない場合を含む。)については、補正の対象としない。
- 3 受注者希望型の労務費の補正の積算は、当初設計では計上せずに、工事完成日までに補正して変更契約する。

様式第1号中「週休2日制工事の実施に係る協議書」の次に「(道路工事・公園工事)」を加え、

「

計画する現場閉所等率 ※1～3のいずれかを選択	1 4週8休（週休2日） 2 4週7休 3 4週6休
----------------------------	----------------------------------

」

を  
「

計画する現場閉所の 状態及び現場閉所率 ※1～3のいずれかを選択	1 完全週休2日 2 月単位週休2日 3 通期の週休2日
--	------------------------------------

」

に改め、同様式を様式第1号の1とし、同様式の1の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2（第6条関係）

年 月 日

大田原市長 様

受注者  
所在地

商号又は名称

代表者氏名

週休2日制工事の実施に係る協議書  
(建築工事・林道工事・農業関連施設工事)

次の工事の週休2日制の実施について希望するため、大田原市週休2日制工事施行要綱第6条第1項の規定により協議します。

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所の 状態及び現場閉所率 ※1～3のいずれかを選択	1 通期の週休2日（4週8休以上） 2 4週7休以上 3 4週6休以上

様式第2号中「週休2日制工事の実施に係る承諾書」の次に「（道路工事・公園工事）」を加え、

「

計画する現場閉所等率	1 4週8休（週休2日）
	2 4週7休
	3 4週6休

」

を

「

計画する現場閉所の 状態及び現場閉所率	1 完全週休2日
	2 月単位週休2日
	3 通期の週休2日

」

に改め、同様式を様式第2号の1とし、同様式の1の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大田原市長

週休2日制工事の実施に係る承諾書  
(建築工事・林道工事・農業関連施設工事)

年 月 日付けで協議のあった下記の工事に係る週休2日制の実施について承諾しますので、大田原市週休2日制工事施行要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

工 事 名	
工 事 箇 所	
契 約 年 月 日	年 月 日
請 負 額	円
工 期	着手 年 月 日 完成 年 月 日
計画する現場閉所の状態及び現場閉所率	1 通期の週休2日（4週8休以上） 2 4週7休以上 3 4週6休以上

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和6年10月10日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の適用の日前に、改正前の大田原市週休2日制工事施行要綱の規定によりなされた協議、承認等の手続その他行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他行為とみなす。